

いじめ防止等のための 学校基本方針

令和 7 年 4 月改定
丹波市立竹山小学校

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立竹山小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ・ 人権侵害であり、人として決して許されない行為である
- ・ 大人には気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくい
- ・ 入れ替わりながら、加害も被害も経験することが多くある
- ・ 暴力を伴わなくても、生命や身体に重大な危険が生じることがある
- ・ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する
- ・ 傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である

(2) 基本理念

- ・ いじめは、どの児童にも関係し、どの学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行う。
- ・ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止、早期発見、対処等を組織的・実効的に行うために、その中核となる「いじめ対応チーム」を置く。また、その設置について、地域や保護者に周知する。

【いじめ対応チーム】

- | | |
|------|--|
| ア 構成 | 校長、教頭、養護教諭、生活指導担当、スクールカウンセラー等 |
| イ 役割 | <ul style="list-style-type: none">・ いじめ未然防止のための、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり・ いじめの早期発見のため、いじめの相談や通報を受け付ける窓口・ いじめの早期発見や事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録や共有・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に係る悩みを含む）があった際の情報の迅速な共有（緊急会議を開催するなど）、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断・ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制や対応方針の決定と、保護者との連携といった組織的な対応・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正 |

- ・学校いじめ防止基本方針に基づいて作成した年間計画によるいじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針の点検と見直し（P D C Aサイクルの実行を含む）

(2) いじめの未然防止のために

- ・「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
（教職員の共通理解、児童生徒への日常的な働きかけ等）
- ・児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。
（教職員の気づき、定期的な実態調査・教育相談、定例職員会議での児童理解交流等）
- ・互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。
（児童との信頼関係の構築、教職員の協働体制の構築、自己肯定感や自己有用感の醸成、児童の自発的・自治的諸活動の支援等）
- ・一人一人を大切にしたい子どもが主体となる授業づくりを進める。
（協働的な学びと個別最適な学びを取り入れた授業）
- ・命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。
（人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の推進、人間関係を構築する能力の育成、性同一性障害等に関する正しい理解の促進等）
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。（情報モラル教育等の充実）
- ・教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教師の指導力及び人権意識の向上を図る。
（職員研修、自己研鑽、児童理解等）
- ・指導方針やこれまでの取組の成果や課題等を、保護者や地域へ働きかける。
（ホームページ、学校だより、学級懇談会等）
- ・P D C Aサイクルに基づき、定期的な点検・評価・見直しを行う。

(3) いじめの早期発見のために

- ・いじめは大人の目がつきにくい場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることが多い。いじめられている本人からの訴えがない場合は潜在化しやすく早期発見が難しい。また、ネット上のいじめは周囲から見えにくく、パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされるいじめも増加している。児童自身が、いじめを自らの問題として受け止め、自分達でできることを主体的に考えて行動できる力を育成するとともに、児童がいじめを相談しやすい体制を整備すること、また、以下のような、教師のいじめ認知能力の向上を図る取組や体制づくりを行い、児童生徒やその保護者が示す危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・市教育委員会が実施する定期的ないじめに係る実態調査をはじめ、学級担任等による臨時の調査や面談、その他必要な措置を講ずる。
- ・定期及び臨時の調査等の実施後には担任との面談を実施し、その結果を情報共有する。
- ・授業の内外を問わず、児童生徒の学校生活の様子（個人・集団）にも目を配る。また、スクールカウンセラーとも連携を図る。
- ・日記、I C Tを活用した発信、児童との面談、連絡帳等を通じて児童の悩みや訴えを把握し、個人面談、家庭訪問等を活用して保護者との連携を密にする。

(4) いじめに対する措置のために

① いじめを把握したとき

- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、学級担任や生徒指導担当者に連絡し、管理職に報告する。
- ・「いじめ対応チーム」を招集し、事実確認の方法と対応方針を決定する。

② 正確な事実把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取りを行ったり、関係教職員と情報を共有したりして、いじめの事実関係を正確に把握し、いじめの構図を明確にする。
- ・情報収集した内容や対応記録についてはデータとして残しておく。

③ 指導体制、方針決定

- ・すべての教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。 (組織対応)
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にする。 (組織対応)
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。 (報告・連絡・相談の徹底)

④ 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

⑤ 保護者との連携

- ・保護者と面会し、いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校と連携した指導ができるよう十分協議する。

⑥ いじめ発生後の対応

- ・謝罪して終わりではなく、加害行為が3カ月程度なく、その時点で被害者が心身の苦痛を感じていないことが大切である。これを目指した継続的な指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等も活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育や命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(5) 重大事態への対処のために

① 重大事態とは

ア いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより在籍する児童が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

② 重大事態発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談・通報する

③ 学校が調査主体になる場合

- ・市教育委員会の指導助言のもと、いじめ対応チームが中心となって、学校全体で組織的に迅速に対応する。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

④ 市教育委員会が調査主体になる場合

- ・資料の提出など調査に協力する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

① 教育委員会との連携

- ・いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・必要に応じて、市教育委員会の丹波市立教育支援センター「学校いじめゼロ支援チーム」「教育相談室」「丹波市福祉部子ども福祉課」「家庭児童相談係」の派遣を依頼したり、教育事務所「学校問題サポートチーム」を利用したりする。

② 警察との連携

- ・いじめが暴力行為や恐喝などの犯罪と認められる事案に関しては、早期に丹波警察署（生活安全課）に相談し、連携して対応する。
- ・児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

③ 地域等その他関係機関との連携

- ・いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカーの派遣や、こども家庭センターや市の自立支援課、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。
- ・より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるよう、PTAや自治協議会との連携を図るとともに、運営協議会やアフタースクール等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協議する体制を構築する。

④ 家庭・地域との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努める。
- ・PTAや地域の関係団体等といじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を進めることができるようにする。

(7) 資料の保管

- ・いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業する時まで学校が保管する。
- ・回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、学校が保管する。
- ・いじめの重大事態に関する資料は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- ・保管年限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。